

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府は、平成25年4月1日に、大阪府立泉州救命救急センター（以下「救命センター」という。）を泉佐野市が設立した地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「りんくう総合センター」という。）に移管した。救命センター移管の目的は、りんくう総合センターが運営する病院との一体的運営により、医療機能の充実と効率的、効果的な運営を図ることである。</p> <p>(1) 移管にあたり、大阪府知事、りんくう総合センター理事長、泉佐野市長の3者で、救命センターの移管及び運営に関する基本事項について、「大阪府立泉州救命救急センターの移管に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結するとともに、基本協定書に基づき協議して定める事項について、大阪府知事とりんくう総合センター理事長の間で、「泉州救命救急センターの運営収支等の負担に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結した。</p> <p>(2) 大阪府は、基本協定書及び覚書の規定を根拠として、平成25年度から、りんくう総合センターに対し、「泉州救命救急センター運営費補助金」（以下「運営費補助金」という。）を支出している。</p> <p>(3) 基本協定書では、大阪府は、りんくう総合センターによる最大限の経営努力のもとで生じる救命センターの運営収支における毎年度の赤字（純損失）相当額の全額を負担することとしている（第5条第1項）。</p> <p>(4) 覚書では、毎年度の赤字（純損失）相当額は、別紙収支見通しで定められた額を上限とすることとしている（第1条）が、特別な事情により、救命センターの運営実績に基づく収支差が上限額を超えた場合の対応については、大阪府とりんくう総合センターが別途協議を行うこととしている（別紙収支見通しの特記事項）。</p> <p>2 平成22年度から平成26年度までの実績数値（当初予算ベース）で、救命センター運営にかかる大阪府の経費の移管前と移管後での比較を試みると、年間約1億3,000万円の縮減効果が見られる。</p> <p>3 りんくう総合センターの平成25年度決算見込では、救命センターの純損失は、覚書別表見通しにより算出された額よりも約1.2億円増加している。仮に、別紙収支見通しの特記事項に基づく別途協議を経て、当該増加分を大阪府が負担とした場合、縮減効果は、年間約1,000万円に減少することとなる。</p>	<p>1 基本協定書及び覚書は、期間の定めがなく、また、収支見通しにより算出された「収支差」の額を上限としながら、特別な事情が発生した場合には、大阪府とりんくう総合センターとの協議により、毎年度の赤字相当額全額を大阪府が負担することが可能な内容となっている。</p> <p>2 平成25年度、救命センターでは、決算見込の純損失が上限である「収支差」の額（6億78百万円）を約1.2億円上回ったが、部局は当該赤字を特別な事情によるものとして、平成26年度の2月補正予算で支出する予定である。</p> <p>りんくう総合センターの裁量によるものを特別な事情が発生した場合として大阪府が追加負担することは、収支見通しにより算出された「収支差」の額を上限としていることを空文化させるものである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>部局は、りんくう総合センターから、平成25年度の純損失が約1.2億円上回ったのは、看護師を毎年度4人ずつ5年間で20人を採用する計画であったが、募集に対し想定を上回る応募があったため、初年度に20人採用したことに伴う人件費の増加によるものと、説明を受けている。</p> </div> <p>3 基本協定書第7条第3項の規定による運営協議会について、平成25年度は1回（9月）開催しているものの、双方の確認を経た議事録は作成されていないとともに、「収支見通し」中に掲げられた収入に係る「中期計画における目標値」に対する実績値の検証など、基本協定書第7条の規定によるアセスメントとモニタリングが十分に行われていない。</p> <p>4 大阪府は毎年度多額の運営費補助金を支出するにもかかわらず、地方独立行政法人法の設立団体でないため、現状の基本協定書及び覚書の内容では、りんくう総合センターの業務運営にかかるPDCAサイクルに関与できる仕組みとなっていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【地方独立行政法人業務運営の目標による管理と評価の仕組】</p> <p>○ 地方独立行政法人法で、「目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務づけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定め、公表。 ・ 中期計画（3～5年）は、地方独立行政法人が作成し、設立団体の長の認可を受け、公表。 ・ 年度計画は、地方独立行政法人が作成し、設立団体の長に届出るとともに公表。 ・ 地方独立行政法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。 ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を地方独立行政法人・設立団体の長に通知し、公表。 ・ 設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。 ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が地方独立行政法人の組織・業務全般にわたり見直し。 </div>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>救命センターの運営にかかる、りんくう総合センターの最大限の経営努力を担保するため、経営努力を促す仕組みや、りんくう総合センターの業務運営にかかるPDCAサイクルに大阪府が関与できる仕組みの構築を検討されたい。</p> <p>また、当面は、基本協定書第7条の規定を十分に運用して、アセスメントとモニタリングを適宜適切に実施することを実践されたい。</p>

事務事業の概要

【泉州救命救急センター管理運営委託費及び運営費補助金の推移】

(単位：千円)

	H22	H23	H24		H25	H26
A 運営委託料	1,678,380	1,552,182	1,980,419	G 運営費補助金(H+I+J)	1,256,937	865,784
B 診療報酬等収入額	1,006,130	829,102	965,821	H 退職給付引当金等	468,523	—
C (A-B)	672,250	723,080	1,014,599	I 収支差(赤字相当額)	678,414	655,784
D 備品購入費	186,386	78,032	199,971	J 備品購入費	110,000	210,000
E 運営経費(C+D)	858,636	801,112	1,214,569	K (I+J)	788,414	865,784
F Eの3か年の平均	958,105			L Kの2か年の平均	827,099	

※平成22年度～平成25年度については決算額、平成26年度については予算額を表示

【泉州救命救急センターの沿革】

- 平成6年10月3日 開設(ICU 8床を含む30床、手術室2室)。運営を泉佐野市に委託。
- 平成18年4月 泉佐野市へ指定管理による運営委託。
- (平成20年6月 大阪府財政再建プログラム(案))
- (平成22年1月 大阪府地域医療再生計画「泉州医療圏」)
- (平成22年10月 大阪府財政構造改革プラン(案))
- 平成23年4月 泉佐野市民病院の地方独立行政法人化に伴い、りんくう総合医療センターへ指定管理による運営委託。
- 平成24年4月 ICUを増床(8床から18床に)して運営を開始。
りんくう総合医療センターの各専門診療科との協働体制の運用を開始。
- 平成25年4月 りんくう総合医療センターへ移管。救命センターをりんくう総合医療センターと統合。

【泉州救命救急センター移管までの経緯(大阪府の計画やプラン等における位置付け)】

財政再建プログラム(案) 平成20年6月	大阪府地域医療再生計画「泉州医療圏」 平成22年1月	大阪府財政構造改革プラン(案) 平成22年10月
<p>【主要検討事業18】救命救急センター運営関係事業</p> <p>②泉州救命救急センター運営委託</p> <p>③中河内救命救急センター運営委託</p> <p>②③について、平成20年度から可能な範囲で縮減。運営形態の見直しについては引き続き検討</p>	<p>IV 目標 2 救急医療体制の再構築 (1) 新たな体制整備</p> <p>③三次救急医療体制</p> <p>平成25年度までに府立泉州救命救急センターを隣接の市立泉佐野病院(平成23年度～地方独立行政法人化の予定)に移管し、同病院の一部門として運営を行うことで、診療機能の一層の充実に加え、スケールメリットを活かした円滑な患者移行とベッドコントロールを実現し、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保する。</p>	<p>【泉州救命救急センター】</p> <p>○ 府地域医療再生計画において位置づけられている、隣接する市立泉佐野病院との運営一体化に向けて、連携体制や実施プロセス等の検討を行い、25年度までに同病院への移管をめざす。</p>

事務事業の概要

大阪府立泉州救命救急センターの移管に関する基本協定書

大阪府（以下「甲」という。）、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「乙」という。）及び泉佐野市（以下「丙」という。）は、泉州医療圏の救急医療の更なる充実を図るとともに、より安定的に救急医療体制を堅持していくものとし、もって地域住民に対するより安心安全な医療の提供に努めるものとする。その認識のもと、甲及び丙においては、それぞれの議会における議案等の議決及び乙においては理事会の同意を得ることを前提とした上で、大阪府立泉州救命救急センター（以下「救命センター」という。）の移管及び運営に関する基本事項について合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救命センターの移管が円滑に行われるとともに、移管後の運営が適正に行われるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

2 この協定で定める事項のほか、この協定に基づき協議して定める事項は、別途、締結する財産譲渡契約、覚書等において明記するものとする。

（移管期日）

第2条 甲から乙に救命センターを移管する日は、平成25年4月1日とする。

（移管対象）

第3条 甲は、平成25年3月31日現在救命センターの業務の用に供する土地、建物、設備及び備品、消耗品等の物品を乙に無償で移管する。この場合、別途、甲乙間で無償譲渡契約を締結する。

2 甲の債権債務は、移管によって乙に引き継がれない。ただし、移管前の診療に係る未収金の徴収事務及び未払金の支払事務については、甲から乙に委任することができる。

3 移管前の救命センターの診療に係る医療事故等の医事紛争は、甲の責任において対処する。この場合、乙は甲の求めに応じ、甲に協力するものとする。

（医療機器の確保）

第4条 乙は、現状の救命センターが担っている三次救急医療の機能を低下させることなく、移管後も効率的な運営に努めつつ医療機関として三次救急病床30床（ICU16床、HCU2床、一般病床12床）の確保、向上に努めなければならない。

2 甲は、移管後も三次救急医療の確保に責任を有することを認識し、乙における医療体制の充実を図るものとする。

（財政負担）

第5条 甲は、乙による最大限の経営努力のもと生じる救命センターの運営収支における毎年度の赤字（純損失）相当額について、予め甲乙協議を行ったうえで、その全額を負担するものとする。

2 救命センターの建物及び附帯設備の大規模更新又は建替え等に係る費用（資本支出）があるときは、次項の覚書に定める負担方法に基づき、甲乙協議を行ったうえで、甲が負担するものとする。

3 運営収支の算出方法、支払時期、大規模更新等の負担方法その他必要な事項については、平成25年3月31日までに甲乙で締結する覚書によるものとする。

4 甲が、第1項及び第2項の規定に違反した場合、乙は、甲に何ら催告することなく本協定を解除することができるものとし、この場合、甲は、直ちに議会の議決等必要な行政上の手続きを執り、自ら救命センターの運営を再開しなければならない。

（その他支援）

第6条 甲は、乙の求めに応じ、三次救急医療の機能維持に必要な医師等の確保を支援するものとする。

2 甲は、乙の整備する施設整備及び機器更新について、国庫補助金その他財源の確保に努めるものとする。

（業務状況の報告等）

第7条 甲又は丙は、移管後の救命センターの業務状況について、乙に対して必要に応じ報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 乙は、前項の求めがあった場合は、速やかに応じるものとする。

3 甲、乙及び丙は、移管後の救命センターの運営に関し、定期又は臨時に運営協議会を開催するものとする。

4 甲又は丙は、移管後の救命センターの運営に関し、問題があると認めるときは乙に対し、必要な改善を求めることができる。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月8日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 地方独立行政法人りんくう
総合医療センター理事長 八木原 俊克

丙 泉佐野市長 千代松 大耕

事務事業の概要

泉州救命救急センターの運営収支等の負担に関する覚書

大阪府（以下「甲」という。）及び地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「乙」という。）は、大阪府立泉州救命救急センターの移管に関する基本協定書（平成25年1月8日締結。以下「基本協定書」という。）第5条第3項の規定に基づき、泉州救命救急センター（以下「救命センター」という。）の運営収支等の負担に関し、次のとおり覚書を締結する。

（運営収支の算出方法）

第1条 基本協定書第5条第1項で規定する「救命センターの運営収支における毎年度の赤字（純損失）相当額」は、救命センターの運営に係る収益と費用の差額とし、別紙収支見通しにより算出された収支差の額を上限とする。

（大規模更新等の負担方法等）

第2条 基本協定書第5条第2項で規定する「救命センターの建物及び附属設備の大規模更新又は建替え等にかかる費用（資本支出）」は、修繕積立金及び備品購入費とする。

2 甲は、平成25年度に限り、救命センターの移管にあたり新たに乙の負担となる退職引当金及び賞与引当金を負担するものとする。

3 前2項の額の合計の額は、別紙収支見通しにおける「その他必要となる経費」の額を上限とする。

（支払時期等）

第3条 甲は、前2条の負担額について、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）に基づき、乙に交付するものとし、四半期毎に概算払いするものとする。

2 甲は、交付にあたり必要な事項について、別途、交付要綱を定めるものとする。

（効力）

第4条 この覚書は、平成25年4月1日から効力を有するものとする。

（その他）

第5条 救命センターの運営収支等の負担に関しこの覚書に定めのない事項又は覚書に変更若しくは疑義のあるときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月30日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 地方独立行政法人りんくう総合医療センター
理事長 八木原 俊克

収支見通し

（単位：千円）

年度	項目	中期計画における目標値	収入		支出		収支差 c=b-a	修繕積立金 d	備品購入費 e	退職給付積立金 f	賞与引当金 g	その他必要となる経費 h=d+e+f+g	合計 i=c+h
			a	b									
平成25年度	病床稼働率	76%	入院収益	1,138,597	給与費	1,065,852	678,414	10,000	100,000	412,448	56,075	578,523	1,256,937
	延入院患者数	8,063人	外来収益	16,346	材料費	427,329							
	入院診療単価	145,578円/人	医療外収益	12,630	経費	305,533							
	延外来患者数	314人	その他	24,000	その他	71,273							
	外来診療単価	52,030円/人	計	1,191,572	計	1,869,986							
平成26年度	病床稼働率	78%	入院収益	1,196,210	給与費	1,091,852	655,784	10,000	200,000	/	/	210,000	865,784
	延入院患者数	8,224人	外来収益	16,673	材料費	436,638							
	入院診療単価	149,945円/人	医療外収益	12,630	経費	305,533							
	延外来患者数	320人	その他	24,000	その他	71,273							
	外来診療単価	52,030円/人	計	1,249,512	計	1,905,296							
平成27年度	病床稼働率	80%	入院収益	1,256,738	給与費	1,117,852	636,463	10,000	100,000	/	/	110,000	746,463
	延入院患者数	8,389人	外来収益	17,006	材料費	452,179							
	入院診療単価	154,444円/人	医療外収益	12,630	経費	305,533							
	延外来患者数	327人	その他	24,000	その他	71,273							
	外来診療単価	52,030円/人	計	1,310,374	計	1,946,837							
平成28年度	病床稼働率	82%	入院収益	1,320,329	給与費	1,143,852	614,539	30,000	200,000	/	/	230,000	844,539
	延入院患者数	8,557人	外来収益	17,346	材料費	468,186							
	入院診療単価	159,077円/人	医療外収益	12,630	経費	305,533							
	延外来患者数	333人	その他	24,000	その他	71,273							
	外来診療単価	52,030円/人	計	1,374,305	計	1,988,844							
平成29年度	病床稼働率	85%	入院収益	1,387,138	給与費	1,169,852	589,864	30,000	100,000	/	/	130,000	719,864
	延入院患者数	8,728人	外来収益	17,693	材料費	484,667							
	入院診療単価	163,849円/人	医療外収益	12,630	経費	305,533							
	延外来患者数	340人	その他	24,000	その他	71,273							
	外来診療単価	52,030円/人	計	1,441,461	計	2,031,325							

*収入と支出の各欄の金額は単位未満で四捨五入しているため、内訳と合計と一致しない場合がある。

【特記事項】

- 毎年度において、救命センターの運営実績に基づく収支差の額が上表cの額より下回った場合は、翌年度の精算を行うものとする。
なお、特別な事情により、救命センターの運営実績に基づく収支差の額が上表cの額より上回った場合の対応については、甲乙別途協議を行うものとする。
- 平成26年度以降のその他収入は、泉佐野市における各年度の地方交付税措置状況を踏まえ、甲と泉佐野市が合意した額をもって精算するものとする。
- 各年度において、「その他必要となる経費」に掲げる各欄の実績額が上表dからgの各額より下回った場合は、翌年度に精算を行うものとする。

措置の内容

救命センターの運営状況については、基本協定書第7条の規定に基づく業務状況の報告として、平成26年9月から毎月、書類の検査及びりんくう総合センター事務局からのヒアリングにより、救急患者の受入件数、病床稼働率等の患者取扱実績や救命センターで診療を行った患者の稼働額等を確認、意見交換している。

また、救命センターの運営体制や経営等に関する重要事項については、りんくう総合センター、泉佐野市、大阪府からなる大阪府泉州救命救急センター運営協議会により協議・調整を行っており、当該協議会が、救命センターの運営に係るりんくう総合センターの最大限の経営努力を担保するための仕組みとして機能するよう、府として取り組む。